

結核に関する豊中市感染症診査協議会におけるファクシミリ等による意見聴取に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成19年3月29日付け健感発第0329003号「厚生労働省健康局結核感染症課長発出文書 感染症の診査に関する協議会の運営について」(以下「厚生労働省文書」という。)に基づく例外的な協議会の開催について必要な事項を定め、感染症の患者に対する適切な医療の提供と患者の人権尊重に資することを目的とする。

(例外的な協議会を開催)

第2条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)

第20条第1項の規定による入院勧告が適当と認められる結核患者が発生した場合において、同法第19条第4項に規定する72時間以内の諮問の答申を得るいとまがないと市長が認める場合は、豊中市感染症診査協議会条例第5条で定める会議によらず、第1条に示した厚生労働省文書に基づく例外的な協議会を開催し、意見聴取を行うこととする。

(意見聴取する事項)

第3条 この要綱に基づき協議会に意見を聴取する事項は、法第19条第4項に規定する72時間を超える入院の適否のみについて行うものとする。

(意見聴取の方法等)

第4条 第2条に規定する例外的な協議会の開催は、ファクシミリ等の方法により協議会の意見聴取によって実施することとする。

2 前項により協議会の意見聴取を実施した場合は、直近に開催する協議会において入院の延長の適否を決定した旨報告し、改めて事案の審議を行うものとする。

3 その他意見聴取に必要な手続は、市長が別に定める事務取扱要領によるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。